

## 2 上記以外の項目についての意見・質問等

| 分野   | 資料          | 委員からのコメント   | 説明・回答  |
|------|-------------|---|--|
| 同和問題 | 人権教育指導資料第2集 | <p>「人権教育指導資料 第2集」では、(p1)「島根がめざす人権教育は、同和教育の成果である「進路保障」を柱とした教育活動です。」との記述があります。</p> <p>2002年発行の「人権教育指導資料」では、(p3)「同和教育をすべての教育活動の基底に据える」という理念も、本県同和教育推進の基本的な方向のひとつとしてその浸透を図ってきました、とあり、セクシュアル・ハラスメント、体罰、いじめ、個人情報の管理などについて“人権を守り、尊重する視点”の大切さが記述してあります。</p> <p>報道等から、学校現場では依然として上述の事象が生起しているようです。確かに進路保障は同和教育の総和であり、同和教育の成果ではありますが、進路保障だけでなく、同和教育を基底に据えるという理念を忘れないこと、学校現場における人権を守り、尊重する視点を大切にすることが、今必要ではないかと思えます。</p> <p>なぜ、第2集では、この理念や視点をなくしたのか説明していただきたい。</p> | <p>いじめの問題等、学校現場が直面する課題は複雑化・多様化してきています。これまで以上に子どもたち一人一人の「学ぶ権利」を保障するための学校づくりを推進していく必要があります。そのためには、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分認識するとともに、全教職員が組織的に取り組むことが必要不可欠です。そこで2015年発行の「人権教育指導資料第2集」では、「人権としての教育(子どもたち一人一人の学びの保障)」「人権を通じての教育(人権が尊重される環境づくり)」「人権についての教育(人権に関する知的理解と人権感覚の育成)」の3つの視点から人権教育をとらえ、自校の教育活動全体を通じて推進することの大切さを示しています。これは同和教育の理念に立った教育実践を日常的に進めていくことと重なるものであり、「第2集」においても人権を守り、尊重する視点を大切にしています。</p> |

2 上記以外の項目についての意見・質問等

| 分野   | 資料        | 委員からのコメント   | 説明・回答   |
|------|-----------|---|---|
| 同和問題 | 参考資料 P8、9 | <p>2016年には、差別解消の推進に関する3つの個別法が施行されました。3つの差別解消法の施行後、県の取り組みにおいて、それぞれどのような変化があったのか説明を受けたい。<br/>(人権同和対策課・障がい福祉課)</p> | <p>「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」について</p> <p>ヘイトスピーチ解消法は「本邦の域外の国、地域の出身者である者又はその子孫で適法に居住する者」に対する差別的な言動の解消を推進するための法律です。基本的な施策として、相談体制の整備、教育及び啓発の充実などが定められています。</p> <p>昨年6月に施行されて以降、行政職員、教育職員等を対象にした研修、講演会等の開催を通じ法の制定、趣旨の周知を行っています。併せて、ポスター掲示、人権イベント等でのリーフレット配布などを行っています。</p> <p>部落差別解消推進法についても昨年12月施行以降同様の取り組みを行っています。</p> <p>今後も、法の趣旨を踏まえ、国との役割分担のもと市町村、関係団体等と協力して実部落差別やヘイトスピーチの解消に取り組めます。</p> <p style="text-align: right;">(人権同和対策課)</p> <p>「障害者差別解消法」について</p> <p>①障害者差別解消法に関する取組<br/>&lt;島根県職員&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的な配慮の提供」について、適切に対応できるよう、服務規律の一環として「対応要領」を作成しました。</li> <li>・法施行前には、各所属の監督者を対象とした研修会を、県庁及び7圏域において計9回開催し、その後も職員ポータルや、自治研修所における新規採用研修・階層別研修、部局における研修等を通じて周知を図りました。</li> </ul> <p>&lt;県民&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者等からの相談に適切に対応するため相談窓口を設置し、障がい福祉課に新たに嘱託職員を配置しました。</li> <li>・松江地方法務局や島根労働局、市などから構成する“島根県障がい者差別解消支援地域協議会”を設置し、障がいを理由とする差別を解消するための必要な情報交換などを行う体制を作りました。</li> </ul> <p>②普及・啓発に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポート運動による県民理解の促進に努めました。</li> <li>・県民だより(新聞広報)や県政テレビ番組を通じて県民への啓発を図りました。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p> |

2 上記以外の項目についての意見・質問等

| 分野       | 資料                               | 委員からのコメント  | 説明・回答  |
|----------|----------------------------------|--|--|
| 患者及び感染症等 | 平成28年度 島根県人権問題県民意識調査報告書(概要版) P12 | <p>4.差別や人権侵害を受けた時の対応(人権同和対策課)</p> <p>①“国・県・市等に相談した”がH23年より今回調査でパーセンテージがアップしている。県における相談件数の推移を伺いたい。</p> <p>②県における相談について、“内容”の変化等があれば伺いたい。</p> <p>③これら件数の推移、内容の変化について、どのような分析をしておられるのか伺いたい。</p> | <p>①県の相談機関に寄せられた相談のうち、人権関係の相談として特定できたものの総計は、平成23年度が890件でしたが、平成24年度以降は毎年944件から1020件の間で推移しており、平均して984件になります。</p> <p>②人権啓発推進センターに寄せられた相談については、件数が少し減少していますが、内容の変化として特にお示しできるものはないと考えております。</p> <p>③人権啓発推進センターに寄せられた相談件数の減少については、明確にその理由を把握できておりませんが、今後とも人権相談窓口の周知・広報に努めてまいりたいと考えています。</p> |
| 性的少数者    | 人権施策推進基本方針 P43                   | <p>「性同一性障害者の人権」(人権同和対策課) P43 に記載されている内容に基づいて、具体的にどのような施策・事業がこれまでに取り組みられてきたのか伺いたい。</p>  | <p>民間団体に委託しての講演会や研修会の開催、県職員や市町村職員等の行政関係者に対する研修、県広報誌等による広報などを行い、啓発に努めました。</p>   |
| 全般       | 参考資料 P15                         | <p>「災害と人権」の取扱状況について(政策企画監室)</p> <p>「島根県国土強靱化計画」についての説明をお願いしたい。</p>   | <p>計画の概要については、別紙のとおりです。</p>  |